

転出届 (郵送用)

記入日 令和 年 月 日

届出人	フリガナ ----- 氏 名	異動する方との関係	本人・同世帯員
届出人住所	-----	電話番号 (自宅・携帯) ※平日の日中連絡のつく番号を必ずご記入ください。	()

新住所	----- (マンション名・部屋番号等)	世帯主 フリガナ ----- 氏 名
旧住所	府中市 町 丁目 番地の ----- (マンション名・部屋番号等)	世帯主 フリガナ ----- 氏 名

異動の日 _____年 _____月 _____日 ※ 新住所へお住まいになる日

異動する方 (本人含む)	フリガナ ----- 氏名	生 年 月 日	性別	続柄	マイナンバーカードの有無
	1	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 ・ 女		有 ・ 無
	2	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 ・ 女		有 ・ 無
	3	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 ・ 女		有 ・ 無
	4	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男 ・ 女		有 ・ 無

- ・府中市内で同世帯の中にマイナンバーカード (顔写真付き) をお持ちの方がいる場合、カードを使用した転出が可能です。詳しくは裏面をご確認ください。希望の有無について、下の枠内にご記入ください。
- ・異動の日から14日以内、かつ、転出予定日として届け出た日から30日を経過する前に転入手続きをすれば、マイナンバーカードは継続利用できます。

マイナンバーカード (顔写真付き) をお持ちの方	<p>※いずれかに✓を入れてください。</p> <p>マイナンバーカードを使用した転出を</p> <p><input type="checkbox"/>希望する (転出証明書は交付されません)</p> <p><input type="checkbox"/>希望しない (転出証明書を交付し送付します。返信用封筒を同封してください)</p> <p>↳希望しない理由 ()</p> <p>例：継続利用を希望せず転入地へカードを返納するため、カード所有者が海外におり受け渡しができないため、など</p>
	<p>※確認いただきましたら✓を入れてください。</p> <p>新住所に住み始めた日 (異動の日) から14日以内かつ、転出予定日から30日以内に転入届を行うことができない場合は、異動の日を迎えた時点でマイナンバーカードが失効します。</p> <p><input type="checkbox"/>マイナンバーカードの失効について、確認した。</p> <p><input type="checkbox"/>転入手続きの期限について、確認した。</p>

転出届の送付先・問合せ先
〒183-8703 府中市役所総合窓口課 窓口第1係
【電話】042-335-4333 (直通)

送付していただくもの

1 転出届（郵送用）

- ・表面の太枠内に必要事項を記入してください。

2 返信用封筒、返信用切手

- ・返信用封筒には料金分の切手を貼付し、転出証明書の返送先のご住所と宛名をご記入ください。
- ・速達による返送を希望される場合は、速達料金分の切手も貼付してください。
(速達料金が不足している場合は普通郵便での返送となります。)
- ・新旧住所以外には送付できません。
- ・マイナンバーカードを使用した転出を希望する方は不要です。
(ふちゅう市民カードや通知カードでは、カードを使用した転出はできません。)

3 届出人の本人確認書類のコピー（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

- ・マイナンバーカードは顔写真がある面のみコピーをとって送付してください。
- ・公的機関で発行された顔写真付のもの（マイナンバーカード、運転免許証・パスポート等）以外のものを本人確認書類に用いる場合は、2点以上のコピー（例：資格確認書とキャッシュカード、通帳と診察券、クレジットカードと年金手帳等）をお送りください。※有効期限内のもの

※ マイナンバーカードを使用した転出届について

- ・マイナンバーカードを使用した転出を希望する場合は、本人確認書類としてマイナンバーカードの表面のコピーをとったものの添付が必要です。
- ・マイナンバーカードを使用した転出を行うと、転出証明書は発行されません。転入先の市区町村へお手続きに使用した方のマイナンバーカードを持参し、4桁の暗証番号を入力をすることで転入手続きが可能です。
- ・マイナンバーカードを使用した転出の希望の有無については、表面のマイナンバーカードを使用した転出を「希望する」または「希望しない」にチェックをしてください。
- ・マイナンバーカードを使用した転入手続きは、府中市での転出処理が完了しなければ手続きできません。
- ・新住所にお住まいになった日から14日以内、かつ、転出のお手続きの際に転出予定日として届け出た日から30日以内に転入手続きをしてください。

※ 国外へ転出の方へ

- ・国外へ転出の場合、転出証明書は交付されません。返信用封筒は不要です。
- ・過去にさかのぼって国外転出の届出をする場合、転出日の確認できる資料が必要です。
(例：国外転出した日付のスタンプのあるパスポートのコピーなど。
※ どなたのパスポートか分かるよう顔写真のあるページもコピーしてください。)